

医療的ケア児支援センターの設置について

1 背景・目的

本県では、これまで、市町村等における協議の場の設置やコーディネーターの配置など、地域における支援体制の整備を進めてきた。しかし、医療的ケア児等への支援は、子どもの病状や家族の状況、成長段階に応じた一人一人のニーズに対応する必要があるため、支援を行うためには、専門的な知識や経験が求められ、また、医療的ケア児が利用できる社会資源の状況も地域によって様々であることから、地域の支援体制を専門的、広域的に支える仕組みづくりが課題となっている。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「支援法」）が、2021年6月18日に公布され、同年9月18日に施行された。

支援法においては、医療的ケア児とその家族への支援の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務が規定されるとともに、都道府県知事は、「医療的ケア児支援センター」を設置することができる」と規定された。

地域の支援体制を専門的・広域的に支える体制を構築するため、医療的ケア児支援センターを、愛知県医療療育総合センターを始めとする県内の重症心身障害児者施設等に設置し、地域では対応困難な専門性が必要な相談への対応や、看護師、介護職員等の医療的ケア児への支援を担う人材の養成などを行う。

【医療的ケア児支援センターの業務内容(支援法)】

- ・医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う
- ・関係機関の連絡調整

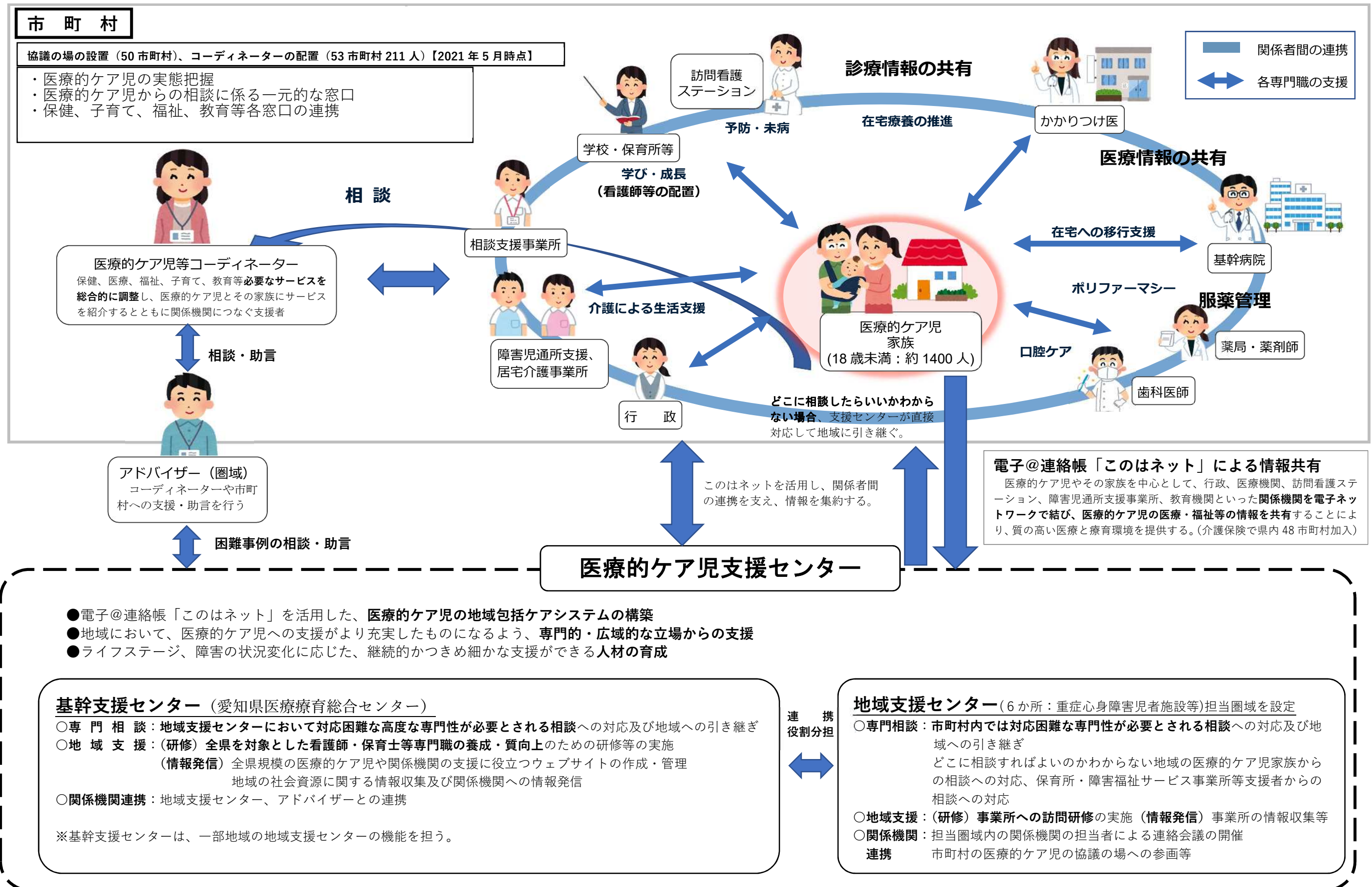
2 業務内容

高度で専門性が必要な相談への対応など、県内の医療的ケア児に対する支援の中核的機能を持つ「基幹支援センター」と、それぞれの圏域等の実情に応じた支援を行う「地域支援センター」を設置する。

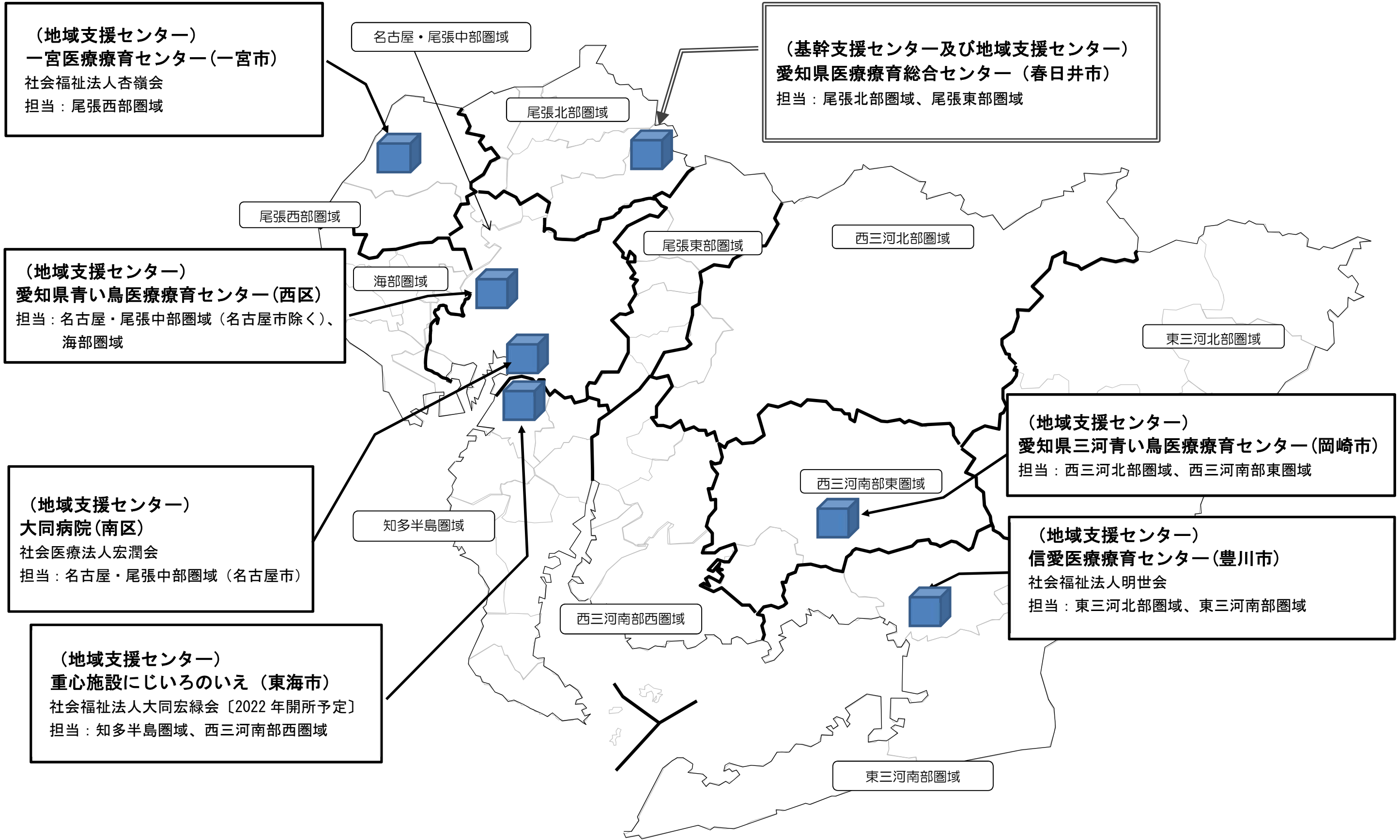
		基幹支援センター【1か所】 (愛知県医療療育総合センター)	地域支援センター【6か所】 (重症心身障害児者施設等)
業務内容	専門相談	地域支援センターにおいて対応困難な高度で専門性が必要な相談への対応 どこに相談すればよいのかわからない医療的ケア児等からの相談への対応、保育所・障害福祉サービス事業所等支援者からの相談への対応	市町村等において対応困難な専門性が必要な相談への対応
	地域支援	研修 【全県を対象とした研修】 医療的ケア児に対応している看護師等専門職が高度・最新の知識及び対応方法を学ぶ研修の実施 保育所等において医療的ケア児を受け入れるにあたり、必要な基礎的な対応を学ぶ研修の実施	【訪問研修】 医療的ケア児を受け入れるための障害福祉サービス事業所や保育所等への訪問研修の実施
		情報収集・発信	医療的ケア児等や支え手となる関係者に役立つ情報を一元的に集約し発信するウェブサイトを作成するとともに、医療的ケア児支援施策を紹介する当事者向けリーフレット等による広報啓発を実施 県内の地域の社会資源等に関する情報収集及び関係者への情報発信
	関係機関連携	地域支援センターが開催する圏域会議、アドバイザー会議等への参加 県自立支援協議会医療的ケア児支援部会への参加	圏域内の関係機関連携のための連絡会議の開催 市町村協議の場への参加

※基幹支援センターは一部地域の地域支援センターとしての機能も担う

愛知県における医療的ケア児への支援



医療的ケア児支援センター（重症心身障害児施設等）の配置及び担当圏域



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討